

黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設

指定管理者募集要項

黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設の設置及び管理に関する条例（平成18年3月20日条例第126号。以下「条例」という。）第3条に基づき、「黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設」（以下「当該施設」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集します。

記

1. 募集を行う施設の概要

(1) 名称・所在地など

- ・名称 黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設
- ・所在地 黒潮町藤縄1198番地1
- ・施設の概要 菌茸生産共同施設2階建て1棟 3616.9㎡
資材倉庫1棟 オガ倉庫1棟

(2) 施設設置の目的

当該施設は、地域産業の振興を図り、地域住民の就労の場の確保を目的として設置している。（従業員は町内雇用に努めること）

(3) 指定管理者が行う事業及び業務内容

黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設の設置及び管理に関する条例第5条に掲げる業務で主に以下に関すること。

- ・指定管理者の負担で施設及び設備の維持管理を行うこと。
- ・指定管理者の負担で菌茸類の生産及び販売を行うこと。

2. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

ただし、天災・事故等及び町の施設に基づく新たな計画等が発生した場合はこの限りではありません。

また、この期間は、議会議決後に正式に指定期間となります。

3. 使用料及び管理費用

指定管理者が町に支払う使用料は協定書で決定しますが、月額95,239

円に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方税法の税率を乗じて得た額を合算して加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）です。

指定管理者は、管理業務に必要な経費は、事業収入によって賄うものとし、町管理料は無償とします。

4. 現地説明会

次のとおり申請予定者を対象とした現地説明会を開催しますので、必ず参加してください。なお、不参加による現地認識不足による発生費用については、すべて申請者負担となります。

(1) 日時：令和3年11月26日（金）午後3時から

(2) 場所：黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設
（黒潮町藤縄1198番地1）

(3) 参加申込み

参加希望者は、現地説明会参加申込書に必要事項を記載し、令和3年11月24日（水）午後5時15分までに黒潮町役場農業振興課農業振興係までお持ちいただくか、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

5. 申請資格

次の事項すべての要件を満たすことが必要です。

- ・黒潮町に住所を有し、自ら農林業に従事する者が組織する団体。
- ・団体等又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者。
 - ②破産者で復権を有しない者。
 - ③税金（国税、県税、町税等）を滞納している者。
 - ④宗教活動又は政治を主たる目的とする者。
 - ⑤黒潮町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に該当する者。

6. 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類を町長に1部提出してください。

- ・黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設指定申請書
- ・当該施設に係る事業計画書及び収支計画書（様式は問いません）

- ・団体等の組織及び経営状況を説明する資料
- ・法人の定款（法人以外に団体にあつては会則等）
- ・法人登記に関する登記事項証明書
- ・印鑑証明書（交付の日から3ヶ月以内のもの）
- ・直近3か年の事業報告書、貸借対照表及び財産目録（作成していない場合は、それらに類する書類）
- ・国税、県税、町税の滞納がないことを証明するもの
- ・誓約書
- ・暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

7. 申請受付等

- ・受付場所 黒潮町役場農業振興課
- ・受付期間 令和3年11月29日（月）～12月6日（月）
- ・受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・提出期限以後の申請提出及び書類の変更、追加は認めません。

8. 応募の辞退

団体の事情により応募を辞退することが明確になった場合には、辞退届を提出してください。

9. 指定管理者の選定基準など

- ・選定基準
黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定によります。

10. 指定管理者の選定方法など

（1）選定委員会の設置

町職員で構成する指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、最も適当と認められる団体等を指定管理者の候補者に選定します。選定委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聴くことがあります。

（2）評価の方法

事業計画書、収支予算書等の申請書類を総合的に評価します。なお、一定の評価に達した申請者がいない場合は、適格者なしとすることがあります。

（3）選定委員会の開催

選定委員会は、率直な意見交換に支障をきたすおそれがあること、団体等の具体的な技術上情報や信用情報が取り上げられる可能性があることから、非公開により開催します。なお、指定管理者の候補の選定後に自己情報の開示請求があった場合は、当該法人等の評価内容のみを開示するものとします。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は申請者全員に通知します。

11. 指定管理者の指定

(1) 議会の議決

指定管理者の候補者は、町議会の議決を経て指定管理者となります。議決があったときは、指定管理者に文書で通知するほか、その旨を告示します。なお、議会の議決を得られなかったとしても、町は、それにより指定管理者の候補者に生じた損害を補償しません。

(2) 指定の手続き等

- ・ 指定管理者は、町との協議のうえ、当該施設の管理運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、業務開始する準備を行ってください。なお、この準備に必要な費用は指定管理者の負担とします。
- ・ 管理業務に係る細目的事項等について、町と指定管理者が協議します。
- ・ 町と指定管理者は、協議により決定した内容に基づいて協定を締結します。
- ・ 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき、指定管理者による事業の履行が確実にないと認められるとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- ・ 指定管理者の候補者が指定管理者に指定されないとき、指定管理者が指定を取り消されたときは、指定管理者の選定において次点であった団体等を指定管理者の候補として協議する場合があります。

12. 全体スケジュール

町広報での周知	令和3年11月1日から
募集要項の公表	令和3年11月1日から令和3年11月24日まで
現地説明会	令和3年11月26日
申請書類の受付	令和3年11月29日から令和3年12月6日まで
選定	令和3年12月下旬
選定結果の通知	令和3年12月下旬
協定の締結	令和4年3月下旬

13. 添付様式一覧

- ・(様式第1号) 黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設指定申請書
- ・(様式第2号) 誓約書
- ・(様式第3号) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ・(様式第4号) 現地説明会参加申込書
- ・(様式第5号) 辞退届

■問い合わせ

黒潮町役場 農業振興課農業振興係

〒789-1992 黒潮町入野 5893 番地

電話：0880-43-1888（直通）

ファクシミリ：43-2788

Eメール：nougyoushinko@town.kuroshio.lg.jp